

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(68)	1
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(69)	1
江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(70)	7
江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(71)	8

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 6 年 7 月下期）(292)	10
令和 5 年 6 月 27 日江東区告示第 207 号の一部改正について(303)	10
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(304)	10
保管自転車の処分について（令和 6 年 8 月上旬）(309)	10
行旅死亡人の告示について(314)	10
保管自転車の処分について（令和 6 年 8 月下期）(317)	10

◎告 示（教）

令和 6 年第 3 回江東区教育委員会臨時会の招集(11)	11
令和 6 年第 8 回江東区教育委員会定例会の招集(12)	11
令和 6 年第 9 回江東区教育委員会定例会の招集(13)	11

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(47)	12
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(48)	12

◎告 示（監）

令和 6 年度第 1 回定期財務監査の結果について(10)	13
-------------------------------------	----

規

則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 8 月 20 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 68 号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年 12 月江東区規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 8 月 20 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 69 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第 12 条（見出しを含む。）中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第 13 条の見出しを「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

別記第 29 号様式を次のように改める。

別記第 29 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について（どちらか 1 つを選択してください）

☐ 利用する

☐ 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

別記第 3 1 号様式及び別記第 3 2 号様式を次のように改める。

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地 _____
- 5 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記第 3 2 号様式 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

殿

江東区福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給の可否

- ☐ 支給
☐ 不支給

2 進学・就職準備給付金を支給する場合 支給額、支給日及び支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法

3 不支給の場合 その理由

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日 (行政不服審査法第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。) の翌日から起算して 5 0 日 (当該審査請求をした日の翌日から起算して 5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は、7 0 日) を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 7 0 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 猿江一丁目アパートの項を次のように改める。

猿江住宅	A タイプ	浴槽Ⅱ	35.05 m ²	0.9666
	B タイプ	浴槽Ⅱ	41.89 m ²	0.9666
	C タイプ	浴槽Ⅱ	43.67 m ²	0.9666
	D タイプ	浴槽Ⅱ	47.02 m ²	0.9666
	E タイプ	浴槽Ⅱ	59.85 m ²	0.9666

別表第 1 大島五丁目住宅の項を次のように改める。

大島住宅	A タイプ	浴槽Ⅱ	35.05 m ²	0.9484
	B タイプ	浴槽Ⅱ	41.89 m ²	0.9484
	C タイプ	浴槽Ⅱ	47.02 m ²	0.9484
	D タイプ	浴槽Ⅱ	59.85 m ²	0.9484

別表第 1 の備考を次のように改める。

備考 この表において浴槽Ⅰとは 8 0 0 型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは 8 0 0 型以外の形式の浴槽をいう。

別表第 2 猿江一丁目アパートの項を次のように改める。

猿江住宅	A タイプ	浴槽Ⅱ	22,300 円	25,800 円	29,500 円	33,300 円	38,000 円	43,900 円	51,300 円	59,200 円	98,700 円
	B タイプ	浴槽Ⅱ	26,700 円	30,800 円	35,200 円	39,700 円	45,400 円	52,400 円	61,300 円	70,700 円	117,900 円
	C タイプ	浴槽Ⅱ	27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,400 円	54,700 円	64,000 円	73,800 円	123,100 円
	D	浴槽	30,000	34,600	39,600	44,700	51,100	58,900	69,000	79,500	132,400

	タイプ II	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	Eタイプ	浴槽 II	38,200 円	44,100 円	50,400 円	56,900 円	65,000 円	75,000 円	87,800 円	101,200 円	168,500 円

別表第 2 大島五丁目住宅の項を次のように改める。

大島住宅	Aタイプ	浴槽 II	21,900 円	25,300 円	28,900 円	32,600 円	37,300 円	43,000 円	50,400 円	58,100 円	95,500 円
	Bタイプ	浴槽 II	26,200 円	30,200 円	34,600 円	39,000 円	44,500 円	51,400 円	60,200 円	69,400 円	114,100 円
	Cタイプ	浴槽 II	29,400 円	34,000 円	38,900 円	43,800 円	50,100 円	57,800 円	67,700 円	78,000 円	128,100 円
	Dタイプ	浴槽 II	37,500 円	43,200 円	49,500 円	55,800 円	63,800 円	73,600 円	86,100 円	99,300 円	163,000 円

別表第 2 の備考を次のように改める。

備考 この表において浴槽Ⅰとは 800 型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは 800 型以外の形式の浴槽をいう。

別表第 3 塩浜住宅駐車場の項の次に次のように加える。

猿江住宅駐車場	33,000 円
大島住宅駐車場	24,000 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 8 月 20 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 71 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 10 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

猿江住宅	単身世帯用住宅	Aタイプ	浴槽 II	304 307 309 404 407 409 504 507 509 604 607 609 702 704	29.95㎡	令和6年度	耐火構造	0.9666
------	---------	------	-------	--	--------	-------	------	--------

		Bタイプ	303 306 308 403 406 408 503 506 508 603 606 608 701 703	29.89m ²			
	2人世帯用住宅	Cタイプ	305 405 505 605	43.67m ²			

別表第2に次のように加える。

猿江住宅	Aタイプ	浴槽Ⅱ	19,100 円	22,000 円	25,200 円	28,400 円	32,500 円	37,500 円	43,900 円	50,600 円	87,200 円
	Bタイプ		19,000 円	21,900 円	25,100 円	28,300 円	32,400 円	37,300 円	43,700 円	50,400 円	87,000 円
	Cタイプ		27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,400 円	54,700 円	64,000 円	73,800 円	127,300 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎江東区告示第 2 9 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 8 月 6 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 0 3 号

令和 5 年 6 月 2 7 日江東区告示第 2 0 7 号の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 1 5 日

江東区長 大久保 朋 果

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名	下田 有希子
	住所	江東区古石場二 丁目 1 4 番 1 - 1 0 0 9 号

を

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名	宮前 賢一
	住所	江東区古石場二 丁目 1 4 番 1 - 2 1 0 2 号

に改める。

◎江東区告示第 3 0 4 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 2 0 1 7 0 7
- 2 事業所の名称及び所在地
こしみずリハビリデイサービスセンター
東京都中央区勝どき 3 - 3 - 6 4 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社リンクス・ライフケア
東京都墨田区吾妻橋 2 - 3 - 1 1

代表取締役 池田 秋彦

- 4 廃止年月日
令和 6 年 5 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 3 0 9 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 8 月 2 2 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 1 4 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 6 年 2 月 1 日午前 6 時 5 0 分頃、江東区豊洲六丁目六番豊洲市場氷販株式会社先東雲運河上にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 6 年 9 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 死亡人 本籍 不詳
住所 不詳
氏名 不詳
年齢 不詳
性別 男性
- 2 特 徴 身長約 1 7 0 センチメートル、年齢 2 0 代から 4 0 代くらい、茶色フード付きジャンパー、黒色フード付きパーカー、黒色ズボン、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下着用。熱田神宮と記載のある黄色のお守りを所持。

◎江東区告示第 3 1 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第

28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年9月3日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第11号

下記により、令和6年第3回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和6年8月9日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年8月15日（木）
午前10時
- 2 場所 江東区教育センター大研修室
- 3 協議事項
(1) 令和7年度中学校教科用図書採択について

◎江東区教育委員会告示第12号

下記により、令和6年第8回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和6年8月20日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年8月23日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区教育センター大研修室
- 3 報告事項
(1) 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和6年度改定版）について ほか
- 4 協議事項
(1) 令和7年度中学校教科用図書採択について ほか

◎江東区教育委員会告示第13号

下記により、令和6年第9回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和6年8月30日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年9月2日（月）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第1 議案第26号 令和5年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取

- 日程第 2 議案第 27 号 令和 6 年度江東区
一般会計補正予算
(第 3 号) に関す
る意見聴取
- 日程第 3 議案第 28 号 江東区立学校の学
校医、学校歯科医
及び学校薬剤師の
公務災害補償に関
する条例の一部を
改正する条例に関
する意見聴取
- 日程第 4 議案第 29 号 江東区立幼稚園教
育職員の期末手当
に関する規則の一
部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 30 号 江東区立幼稚園教
育職員の勤勉手当
に関する規則の一
部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 31 号 江東区立幼稚園教
育職員の勤務時間、
休日、休暇等に関
する条例の一部を
改正する条例に関
する意見聴取
- 日程第 7 議案第 32 号 江東区立幼稚園教
育職員の勤務時間、
休日、休暇等に関
する条例施行規則
の一部を改正する
規則
- 日程第 8 議案第 33 号 図書館の指定管理
者の指定に関する
意見聴取

4 報告事項

- (1) 令和 6 年度夏季休業中の幼児・児童・生徒
の状況について ほか

5 協議事項

- (1) 江東区教育委員会の権限に属する事務の管
理及び執行の状況の点検及び評価について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 47 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 2
8 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿か
ら、別紙のとおり 8 名を抹消した。

令和 6 年 9 月 2 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74
条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併
の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号)
第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙
権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方
自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81
条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第
162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有
する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数
と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市
町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及
び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者
の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 640
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数
の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを
合算した数
138, 662
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 995

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令第1号）第17条の規定に基づき、令和6年度第1回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、やしきだ委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和6年8月15日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 やしきだ 綾香
同 河 野 清 史

〔別紙〕

- 令和6年度第1回定期財務監査報告書
- 第1 監査の範囲
- 1 監査の対象施設
- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 清掃事務所
- (3) 教育センター
- (4) 江東図書館
- 2 監査の対象事項
- 令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
- 3 監査の実施期日
- 令和6年5月10日（金）から同月17日（金）まで（4日間）
- 第2 監査の手続
- 施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。
- なお、委託契約業務における個人情報の取扱いについて重点監査項目として監査を実施した。
- 第3 監査の結果
- 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の委託契約業務における個人情報の取扱いについても、特に指摘する事項はない。
- なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

